

項目	不正発生要因	不正防止計画
1. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの周知および関係者の意識向上	公的研究費の使用に係る共通ルール及び留意事項等を記載した学内マニュアルや各配分資金の取扱要領等を研究に携わる者が十分に理解していない場合、また、自身の判断基準等を拠り所している場合に不適切な研究費執行に繋がる可能性がある。☒ 研究に従事する者に必要な研究倫理教育やコンプライアンス教育について、その理解が不十分な場合に不正へと繋がる可能性がある。	関係者へ公的研究費の使用に係る共通ルールやマニュアル、取扱要領等の周知徹底を図る。☒ 配分機関や会計検査院等における不正事例等を示して注意喚起を図る。☒ コンプライアンス教育や啓発活動を定期的に行い、関係者へ不正行為に対する理解の深化を図り、不正防止への意識の向上を図る。
2. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の周知		
不正防止計画の定期的な見直しと周知	運用実態と乖離した内容であったり、周知が不十分であると不正防止計画が形骸化し、抑止効果を失う。	コンプライアンス研修受講者向けのアンケート結果や内部監査の結果等を踏まえて実例を盛り込むなど効果的な対策を講じるなど、適宜、不正防止計画の見直しを行う。 見直した内容は啓発活動の一環として関係者への周知徹底を図る。
3. 研究費の適正な運営・管理活動		
物品の発注・納品・検収に係る体制	発注段階での支出財源特定や検収時の発注データと現物の照合が不十分であると研究計画を逸脱した経費執行に繋がり不適正な使用となる可能性がある。	発注データと現物を照合する検収体制を構築し、学内に於いて新たな検収方法の理解と浸透を図る。 据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認を行う。 また、換金性の高い物品は、証憑書類へシリアル番号を追加管理している。
モニタリングの実効的な実施	内部監査室が行う内部監査および公的研究費適正管理委員会が行うモニタリングが、学内の実態に即した方法で実施されていないと、抑止効果が得られない。 また、結果が関係者に共有されないと牽制効果が得られない。	内部監査では会計監査人との連携を強化し、対象等について意見を取り入れることで、従来よりも実効性のある監査体制を構築する。 公的研究費適正管理委員会が行うモニタリングは、大学総務部、研究・産学官地域連携推進部、内部監査室等が出席することで法人・大学部門の両観点から実施する。 モニタリングの一部は抜き打ちで行い、不正防止効果の向上を図る。 また、これらの結果で生じた指摘事項は啓発活動の一環として、関係者へ周知徹底する。